

京都市告示第500号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上賀茂経216号線	北区上賀茂梅ヶ辻町31番地の10地先から 同町7番地の12地先まで	メートル 63.10	メートル 6.00 ～ 10.77
久世152号線	南区久世大藪町377番地の1地先から 同町378番地の3地先まで	48.60	6.00 ～ 12.09
久世153号線	南区久世大藪町179番地の20地先から 同町179番地の6地先まで	103.20	6.00 ～ 10.07
羽束師経171号線	伏見区羽束師菱川町544番地の2地先から 同町544番地の6地先まで	54.20	6.00 ～ 12.02

(建設局土木管理部道路明示課)